

次のいずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

■身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

視覚障害		4級以上	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	〃	
	呼吸器機能障害	〃	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	〃	
	小腸機能障害	〃	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	〃	
	肝臓機能障害	〃	

■上記以外の方

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「Q」の方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	一般特定疾患医療受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方